

令和 8 年度 各派代表者会議概要

日 時	令和 8 年 6 月 1 9 日（金） 16：45～17：08
場 所	議会応接室
出席者	【議員】 呉屋等議長、伊波一男副議長、石川慶議員（絆輝クラブ）、山城康弘議員（政進会）、岸本一徳議員（公明党）、知念秀明議員（共生の会）、上里広幸議員（和みクラブ）、宮城政司議員（結・市民ネットワーク）、宮城優議員（マブイ）、我如古盛英議員（じのーんの風立憲・社民） 【議会事務局】 仲村厚子（議会事務局長）、當山全盛（次長）、国頭由希子（議事担当主幹）、伊佐直樹（議事係長）
協議等事項	協議事項 国連への報告書提出に係る件について
会議概要	協議事項 国連への報告書提出に係る件について（議長） ・皆様ご承知のとおり、昨日、国連への報告書提出に係る件について全員協議会を開催し、プリティ宮城ちえ議員から、謝罪と説明を受けたところであるが、当該議員が国連の関係機関に提出した報告書が受理された後、本人の意向により削除されたとはいえ、一旦は、当該報告書が宜野湾市議会の間違った意思として公表されたという事実を鑑みると、本市議会として、今定例会中に何らかの意思表示をしなければならないものと考えている。 ・ついては、今後、市議会としてどのような対応をしていくかについて、各派代表者の皆様のご意見を伺い、協議を進めるため、本日、ご参集いただいた次第である。 ・まず、各会派から、議会としての国連に対する今後の意思表示等について具体的な提案があれば、伺いたい。 ・それでは、絆輝クラブの石川会派長から順に意見を伺いたい。 （石川議員） ・昨日、全員協議会にてプリティ宮城ちえ議員本人から釈明とこれまでの対応方について話を聴いたが、当該報告書を、あたかも「宜野湾市議会を代表して」という形で、今年 1 月に国連に提出し、6 月には国連のホームページに掲載されており、その間、宜野湾市議会の意思として、

これがどのように取り扱われているのか、我々会派は非常に懸念している。

- ・ ついては、国連に対し、この報告書が宜野湾市議会の総意ではないという内容の決議文を提出していく必要があると、我々、会派（絆輝クラブ）は考えている。

（議長）

- ・ 意見書を提出するということか。

（石川議員）

- ・ そのとおり。

（山城議員）

- ・ 我々会派（政進会）としても、本件は、何らかの意思表示をしなければならないと考えており、同じ意見である。

（知念議員）

- ・ 我々会派（共生の会）も、この文書はプリティ宮城ちえ議員の個人的な意見であり、本市議会の総意ではないという内容の文書を国連に送るべきであるとする。

（宮城政司議員）

- ・ 今回の事案は、これまでに例がなく、初めてのケースなので、何ができるか、我々会派（結・市民ネットワーク）としては、なかなか思い付かなかったが、今の各会派からの意見を聴いていて、国連に対する意思表示はやるべきだと考える。

（岸本議員）

- ・ すでにやってしまったことについて我々議会としての意思表示をしなければ収まらないのかと思うので、我々会派（公明党）としても、議長をはじめ皆で、国連に対して発信をしなければならないのではないかと考える。

（上里議員）

- ・ すでに掲載されている以上、我々会派（和みクラブ）としても、何かしらの意思表示はしなければならないと考える。

（我如古議員）

- ・ いかにプリティ宮城ちえ議員が1期目の議員であってもこれまでいろいろ経験している訳なので、なぜ、このようなことが起きたのか不思議に思うくらいだが、我々会派（じのーんの風立憲・社民）としても、各会派から提案があった国連への意見書の提出ということでよいのではないかと考える。

(宮城優議員)

- ・議会の議決があったというのは事実なので、それに対して違うような発言や文言が踊って、世界的に発信されたというのは、私としても非常に心苦しいというか、謝罪したいというか、(同じ会派として)私が行き届かなかったのかという思いもあるが、どのような形で意思表示するとしても、我々会派(マブイ)は従いたい。

(議長)

- ・休憩する。(提出文書の形式・手続等を調整)

(議長)

- ・再開する。国連に対する文書を出す前に、休憩中に上里議員から質問があった「本件が懲罰の対象になるのか否か」について事務局から説明させる。

(事務局)

- ・懲罰の対象となる行為とは、どのようなものか調べたところ、「懲罰は、議会の運営を円滑に行うために、本会議または委員会における秩序違反者に対して科す制裁」であり、「その対象となる行為は原則として、本会議、委員会における行為に限定される。したがって議会外で行った行為は、たとえ社会的な批判されるもの、または、刑事事件に該当するものであっても、議会の懲罰の対象とはならない。」とされている。

(議長)

- ・ということは、今回の件は、懲罰には当たらないということである。それでよろしいか。

*各派代表者異議なし

(宮城政司議員)

- ・別の質問だが、先ほど、意見書を出すことになったが、普段、意見書を出す際には、地方自治法に則って、どこに出すというようにルールがあると思うが、今回、そのルールが適用できるのかということも確認した上で、作成していただきたい。

(議長)

- ・先程申し上げたように、地方自治法には則らない方法で考えている。去る4月に駐日米国大使館や米軍に送ったものは、意見書ではなく、要請書という形式で行ったの

- で、今回も恐らくそういう形式で行うことを考えている。
- ・つまり、議会として決議をした文書。決議書というのか、その呼称については、少し確認させていただきたい。
 - ・いずれにせよ、急ではあるが、来週、月曜日の議会運営委員会までには、文面等を示せるようにしたい。

(上里議員)

- ・本件は例のない件だが、当該行為が懲罰に当たらないということは、決議をした後でも、その当事者が公式に謝罪をする場は設けないということか。

(議長)

- ・公式な場の一つとして、昨日の全員協議会における謝罪等も会議録を作成し、公開する対象となっているものである。
- ・ただし、そこにはメディア、動画、カメラ等はないが、例えば、本会議場での謝罪を求めているということか。

(上里議員)

- ・本会議場での謝罪を求めている訳ではないが、一応、どのような手法があるかの確認である。

(議長)

- ・休憩する。(当事者に対する対応に係る確認)

(議長)

- ・再開する。
- ・本日の各派代表者会議における国連への文書の件については、6月22日の議会運営委員会で文案を提案することとしたいが、それでよろしいか。

*各派代表者異議なし

(議長)

- ・以上について、各会派長には、所属議員各位への周知の程、よろしくお願い致したい。

以上